

事業仮契約書

1 事業名 身延町地域情報通信施設整備運営事業

2 契約金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	一	
¥	2	8	1	5	1	6	5	5	0	円

(うち消費税 13,405,550 円)

内訳

事業A 施設整備費 (直接工事費・開業費)	169,051,000 円 (税抜) 177,503,550 円 (税込)
事業A 維持管理費・運営費 (10年間)	81,060,000 円 (税抜) 85,113,000 円 (税込)
指定管理料 (平成21年度、平成22年度上期)	18,000,000 円 (税抜) 18,900,000 円 (税込)

3 契約期間 第61条に定めるとおり

4 契約保証金 第71条に定めるとおり

5 その他の事項 本事業契約中に定めるとおり

上記の身延町地域情報通信施設整備運営事業(以下「本件事業」という。)について身延町(以下「町」という。)と株式会社ネットワーク下部(以下「事業者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本件事業に係る契約(以下「本事業契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、本事業契約については、民間の資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律117号)第9条の規定により、身延町議会の議決を必要とし、議会の議決を得たときは、この契約書は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、町及び事業者が記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成20年11月12日

契約担当者 職 名 身延町長
氏 名 望 月 仁 司

受 託 者 住 所 山梨県甲府市富士見一丁目4-24
商号又は名称 株式会社ネットワーク下部
氏 名 代表取締役 信田 一信

身延町地域情報通信施設整備運営事業に関する契約書

第5章	本件施設の維持管理及び運営	11
第1節	維持管理・運営業務の準備.....	11
	第33条 (既存施設の譲渡及び使用権の付与)	11
	第34条 (事業者による維持管理・運営業務体制整備)	11
	第35条 (町による維持管理・運営業務体制確認)	12
	第36条 (既存加入者との調整)	12
第2節	指定管理者としての指定	12
	第37条 (指定管理者としての指定)	12
	第38条 (維持管理・運営業務の開始)	12
第3節	維持管理業務.....	12
	第39条 (維持管理業務計画書、維持管理業務年間計画書の作成・提出) ..	12
	第40条 (維持管理業務に伴う住民対応)	13
	第41条 (維持管理業務に係る第三者の使用)	13
	第42条 (維持管理業務)	13
	第43条 (本件施設の修繕)	14
	第44条 (維持管理業務に係る業務従事者名簿の提出等)	14
	第45条 (町による説明要求及び立会い)	14
	第46条 (第三者に及ぼした損害)	14
第4節	運営業務.....	14
	第47条 (運営業務計画書、運営業務年間計画書の作成・提出)	14
	第48条 (運営業務に係る第三者の使用)	15
	第49条 (運営業務)	15
	第50条 (使用料の收受)	15
	第51条 (運営業務に係る業務従事者名簿の提出等)	16
	第52条 (町による説明要求及び立会い)	16
	第53条 (第三者に及ぼした損害)	16
第5節	業務報告、モニタリング及び要求水準未達成に関する手続.....	16
	第54条 (業務報告)	16
	第55条 (モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	16
第6章	サービス対価及び指定管理料の支払い	17
	第56条 (サービス対価及び指定管理料の支払)	17
	第57条 (設計・建設費相当額の減額)	17
	第58条 (サービス対価の支払条件)	17
	第59条 (維持管理・運営費相当額の減額等)	17
	第60条 (物価の変動によるサービス対価の見直し)	18
第7章	契約期間及び契約の終了並びに本指定の取消し	18
第1節	契約期間.....	18
	第61条 (契約期間)	18
第2節	事業者の債務不履行等による契約解除及び本指定の取消し.....	18
	第62条 (事業者の債務不履行による契約解除)	18
	第63条 (供用開始日前の契約解除)	19
	第64条 (供用開始日以降の解除)	20
第3節	町の債務不履行による契約解除.....	21
	第65条 (町の債務不履行による契約解除)	21
第4節	法令変更による契約解除	21

第 66 条	（法令変更による契約の解除）	21
第 5 節	不可抗力による契約解除	22
第 67 条	（不可抗力による契約解除）	22
第 6 節	本指定の取消しに伴う本契約の終了	22
第 68 条	（本指定の取消しに伴う本契約の終了）	22
第 7 節	事業関係終了に際しての処置	22
第 69 条	（事業関係終了に際しての処置）	22
第 8 章	表明・保証及び誓約	23
第 70 条	（事業者による事実の表明・保証及び誓約）	23
第 9 章	保証	24
第 71 条	（契約保証金）	24
第 10 章	法令変更	24
第 72 条	（通知の付与及び協議）	24
第 73 条	（法令変更による増加費用・損害の扱い）	25
第 11 章	不可抗力	25
第 74 条	（通知の付与及び協議）	25
第 75 条	（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	25
第 12 章	その他	25
第 76 条	（公租公課の負担）	25
第 77 条	（協議）	25
第 78 条	（株主・第三者割り当て）	26
第 79 条	（財務書類の提出）	26
第 80 条	（秘密保持）	26
第 13 章	雑則	26
第 81 条	（請求、通知等の様式その他）	26
第 82 条	（延滞利息）	27
第 83 条	（解釈等）	27
第 84 条	（準拠法）	27
第 85 条	（管轄裁判所）	27

事業契約

身延町（以下「町」という。）と株式会社ネットワーク下部（以下「事業者」という。）は、身延町地域情報通信施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、施設の整備及び維持管理・運営等に関する契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。町と事業者は、本契約と共に、募集要項、募集要項に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書、提案書類及び設計書類等に定める事項が適用されることをここに確認する。

第1章 用語の定義

第1条 （定義）

本契約において用いられる用語は、本契約において別途定義されているものを除き、別紙1に定義された意味を有する。

第2章 総則

第2条 （目的）

本契約は、町及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第3条 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 事業者は、本件施設が行政サービス施設としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。
- 2 町は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第4条 （事業日程）

事業者は、本件事業を本件日程表に従って遂行する。

第5条 （本件事業の概要）

- 1 本件事業は、本件施設の設計・建設業務、維持管理・運営業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。
- 2 事業者は、本件事業を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。

第6条 （事業者の資金調達）

- 1 本件事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除き、全て事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、本件事業に関連する資金調達に対して、PFI 法第 16 条に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。
- 3 町は、事業者が PFI 法第 16 条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。

第7条 （事業者）

事業者は、町の事前の承認なく、本件事業以外の事業を行ってはならない。

第8条 （関係者協議会）

- 1 町及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的とした、町及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。
- 2 町及び事業者間の協議を要する事項が存在する場合、町又は事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて随時関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 3 本契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。但し、町と事業者が別途合意した場合には、本契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 4 町及び事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。

第9条 （許認可、承諾、届出等）

- 1 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可及び承諾は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。但し、本契約に別途定めのある場合、及び町が取得・維持すべき許認可及び町が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、町に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 町は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可、承諾の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、町からの要請がある場合は、町による許認可、承諾の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、事業者又は町の許認可等取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第10章又は第11章の規定に従い、町の責めに帰すべき場合は、町が当該増加費用又は当該損害を負担する。

第10条 （サブセンター施設用地）

- 1 事業者は、本契約に基づく建設業務のうち、サブセンター施設を整備するための用地として、工事開始日から本契約が終了するまでの間、サブセンター施設用地を無償で使用することができる。本項に基づくサブセンター施設用地の使用貸借は、本契約の終了まで双方共に解約できない。
- 2 事業者は、前項に基づき使用貸借を受けたサブセンター施設用地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、これを町に請求しない。但し、第22条第5項の場合にはこの限りではない。

第3章 新設施設の設計

第11条 （新設施設の設計）

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に記載された内容を満たす範囲内において、自らの責任及び費用負担において新設施設の設計を行う。
- 2 事業者は、本契約締結後速やかに、設計業務の責任者、主任技術者及び協力技術者を配置したうえで、設計業務に着手する前に要求水準書に従って詳細工程表を含む設計計画書を作成し、町に提出してその承諾を得る。
- 3 事業者は、町から前項に基づき承諾を得た後速やかに、提案書類及び前項の設計計画書をもとに新設施設の実施設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき町による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計完了時に、設計業務完了届とともに要求水準書に従って実施設計書類を町に提出してその承諾を得る。町

は、設計内容を確認し、速やかにその結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。

- 4 町は、事業者より提示された設計書類が要求水準書等若しくは町と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計書類では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、町からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計書類の修正を行い、修正点について町に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 5 事業者は、設計の全部又は一部を設計受託者に委託しようとするときは、関連資料を添えて町に対して事前に通知しなければならない。
- 6 前項に基づき設計の全部又は一部を請け負った設計受託者が、さらに設計の一部を設計再受託者に請け負わせる場合は、事業者は、設計受託者から業務を受託する設計再受託者の名称を各業務の業務開始日の 14 日前までに町に通知しなければならない。なお、事業者は、設計受託者をして、設計の全部又は主たる部分を一括して設計再受託者に請け負わせてはならない。
- 7 前 2 項に基づき、設計受託者等の使用は、全て事業者の責任と費用負担において行い、設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 8 町は、第 3 項の設計書類を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、設計・建設業務の全部又は一部について責任を負担しない。
- 9 町は事業者に対し、町が住民等に対して行う本件工事に係る説明会に関して、支援を行うよう要請することができ、事業者は、町の要請に基づき、支援業務を行う。
- 10 町の責めに帰すべき事由(町の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、要求水準書の不備、町による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))又は町による設計書類の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))を含む。)により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、町は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、いかなる場合においても、事業者は逸失利益の補填を町に請求することはできない。
- 11 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 12 法令の変更又は不可抗力により設計費用が増加する場合又は損害が発生する場合、第 10 章又は第 11 章に従う。

第12条 (設計内容の確認)

- 1 町は、新施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、新施設の設計内容その他について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求めることができ、またその他の書類の提出を求めることができる。
- 2 事業者は、前項に定める設計内容その他についての説明及び町による確認の実施につき町に対して最大限の協力を行い、また設計受託者をして、町に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 町は、前 2 項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べるることができる。

第13条 (設計書類の変更)

- 1 町は、工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、

工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、新設施設の設計書類の変更を求めることができる。事業者は、町から当該通知を受領した後 14 日以内に、町に対してかかる設計書類の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 事業者は、町の事前の承認を得た場合を除き、設計書類の変更を行うことができない。

第14条（設計書類等の著作権等）

- 1 町は、設計書類等並びに本件施設について、町の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計書類等及び本件施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作物の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、町が設計書類等及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作者（町を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。
 - (1) 成果物又は本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、町及び町の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。但し、あらかじめ町の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計書類等及び本件施設の内容を公表すること。
 - (3) 本件施設に事業者又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、前項第 1 号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、第 3 項に掲げる義務を負わせなければならない。

第15条（著作権の侵害の防止）

- 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計書類等及び本件施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権等を侵害しないことを町に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、町が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（但し、町は、いかなる場合においても、事業者に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、事業者は、町に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第16条（特許権等の使用）

事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

第4章 本件新設施設の建設等

第1節 総則

第17条（本件工事の取り決め）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を完成させる。
- 2 新設施設の施工方法、不要伝送路設備、東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備の撤去方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、新設施設の設計・建設期間及び供用開始日からケーブル・アンテナ撤去期限日までの期間中、自己又は工事請負人等をして別紙2第1項に定める保険に加入し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして町が認めたものを当該保険加入後直ちに町に提示しなければならない。
- 4 町の責めに帰すべき事由（町の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）要求水準書の不備、町による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）又は町による設計書類の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、町は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、いかなる場合においても、事業者は逸失利益の補填を町に請求することはできない。
- 5 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。なお、建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延は、事業者の責めとする。
- 6 法令の変更又は不可抗力により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

第18条（施工計画書等）

- 1 事業者は、本件日程表に記載された日程に従って、工事開始日前に工程表を含む施工計画書を作成し、工事監理者の承認を得て、要求水準書に記載の書類と共に町に提出し、町の承諾を受けなければならない。事業者は、設計・建設期間及び供用開始日からケーブル・アンテナ撤去期限日までの期間中、関係者協議会等の場において、月間工程表を提出し、町の承諾を得なければならない。また、町は必要に応じて、事業者に対して週間工程表の提出を求めることができる。
- 2 事業者は、かかる施工計画書に従って工事を遂行する。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、町の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、設計・建設期間中及び新設施設の完工時に要求水準書に記載の書類を当該事項に応じて遅滞なく提出する。
- 5 町は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。以下同様。）の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

第19条（本件工事に係る工事請負人等の使用）

- 1 事業者は、関連資料を添えて町に対して本件工事の施工の全部又は一部を工事請負人に請け負わせる旨事前に通知することにより、本件工事の施工の全部又は一部を工事請負人に請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、本件工事の施工の全部又は一部を請け負った工事請負人がさらに本件

工事の施工の一部を工事下請人に請け負わせる場合は、事業者は、工事請負人から業務を受託する工事下請人の名称を各業務の業務開始日の 14 日前までに町に通知しなければならない。但し、当該工事下請人を記載した施工体制台帳を町に提出している場合には、この限りではない。なお、事業者は、工事請負人をして、本件工事の全部又は主たる部分を一括して工事下請人に請け負わせてはならない。

- 3 第1項及び第2項に基づく、工事請負人等の使用は、全て事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 町は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

第20条（事業者による工事監理）

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理者を設置し、工事監理業務を行う。事業者は、町に対して工事監理者の名前又は名称（経歴及び資格を含む。）を通知する。また、事業者は、町に対して本件工事の工事監理の全部又は一部を工事監理者に請け負わせる旨事前に通知することにより、本件工事監理の全部又は一部を工事監理者に請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、本件工事の工事監理の全部又は一部を請け負った工事監理者がさらに本件工事の工事監理の一部を工事監理再受託者に請け負わせる場合は、事業者は、工事監理者から業務を受託する工事監理再受託者の名称を各業務の業務開始日の 14 日前までに町に通知しなければならない。なお、事業者は、工事監理者をして、本件工事の工事監理の全部又は主たる部分を一括して工事監理再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、工事監理者等をして、町に対して、本件工事につき定期的に報告を行わせる。また、町は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者等に本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者等をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 4 工事監理者等の設置は、全て事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

第21条（工事現場の管理）

事業者は、事業者の責任及び費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。但し、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第 11 章の規定に従う。

第22条（建設に伴う各種調査）

- 1 事業者は、次の各号に掲げる本件工事に必要な調査を、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を町に事前に連絡し、町の確認を受け、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、町に提出してその確認を受ける。
 - (1) サブセンター施設用地の立地条件の確認
 - (2) 既存加入者の居住宅の立地位置の調査（戸数及び位置の特定を含む。）
 - (3) 既存及び新設予定の伝送路の経路の調査（河川、国道、県道又は鉄道等の横断等の特殊横断箇所若しくは申請における占用部分の調査を含む。）
 - (4) その他本件工事に必要な調査

- 2 事業者は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、町が本件事業の公募手続において提供した既存施設に関する参考資料及び事業者が自ら知りうる情報から通常予測可能な内容との間で齟齬を生じていた事実を発見したときは、その旨を直ちに町に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、町及び事業者は、その対応につき協議する。なお、町は、当該提供した既存施設に関する参考資料及び事業者が自ら知りうる情報から通常予測可能な内容が、事業者の実施した調査結果と齟齬を生じていたことに起因して、本件工事に関連して事業者が発生した損害又は増加費用については合理的と認められる範囲で責任を負担する。但し、いかなる場合においても、事業者は逸失利益の補填を町に請求することはできない。
- 3 事業者は、サブセンター施設用地に瑕疵があった場合、その旨を直ちに町に通知し、町及び事業者はその対応につき協議する。
- 4 事業者は、サブセンター施設用地に起因して発生する増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。但し、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 5 サブセンター施設用地の瑕疵については、工事に大きな支障を与える場合には、町及び事業者の間で対応について協議する。但し、いかなる場合においても、事業者は逸失利益の補填を町に請求することはできない。また、事業者は、上記に該当しない障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。
- 6 サブセンター施設用地以外の、既存施設が設置されている用地及び新設施設を設置する用地の瑕疵については、町は一切責任を負担しない。
- 7 町は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

第23条（調査等の第三者への委託）

- 1 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、町に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を調査受託者に委託することができる。
- 2 前項に基づき、前条の調査の全部又は一部を請け負った調査受託者がさらに当該調査の一部を調査再受託者に請け負わせる場合は、事業者は、調査受託者から業務を受託する調査再受託者の名称を各業務の業務開始日の14日前までに町に通知しなければならない。なお、事業者は、町の事前の承認を得た場合を除き、調査受託者をして、当該調査の全部又は主たる部分を一括して調査再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 前2項に基づく、調査受託者等の使用は、全て事業者の責任及び費用負担において行い、調査受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第24条（建設業務に伴う住民対応）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、住民に対して工事实施計画等（第4条及び第5条に定める事項及び内容並びに施設の配置、施工時期及び施工方法等の計画を記載したものをいう。以下同じ。）につき説明を行い、了解を得よう努めなければならない。町は、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の本件工事が住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の住民対応を実施する。但し、合理的に要求される範囲を超えて住民対応が必要となった場合には、当該住民対応に要した費用の負担については、事業者と町で協議して決する。いずれの場合も、住民対応の実施につ

- いて、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、町の事前の承認を得ない限り、住民対応の不調を理由として工事実施計画の変更をすることはできない。この場合、事業者が工事実施計画を変更せずに住民とのさらなる調整を行ったとしても住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、町は工事実施計画の変更を承認する。
 - 4 住民対応の結果、本件施設の工事完成の遅延が見込まれる場合には、町及び事業者は協議の上、速やかに、供用開始予定日を変更することができる。
 - 5 住民対応（苦情処理等を含む。）の結果、事業者に生じた費用（住民対応の結果供用開始予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
 - 6 前項の規定に関わらず、本件事業を実施すること自体に直接起因する費用又は損害（但し、逸失利益は除く。）については町が負担する。また、本件事業を実施すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は町が行う。

第25条 （不要伝送路設備・東京波受信点(アンテナ)及びその他付属設備の撤去）

- 1 事業者は、供用開始日以降、ケーブル・アンテナ撤去期限日までに、不要伝送路設備・東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備を撤去する。
- 2 事業者は、第1項の不要伝送路設備・東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備の撤去が完了した場合、その結果を速やかに工事日誌の写し、撤去前及び撤去後の現場写真その他の撤去を証する書面並びに要求水準書で指定された書類を添えて町に提出する。
- 3 町は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者立会いのもとで、第1項の不要伝送路設備・東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備の撤去の完工確認を実施する。
- 4 町は、前項の完工確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して改善要求を行うことができる。なお、改善に係る費用は、事業者が負担する。
- 5 町は、第1項の不要伝送路設備・東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備の撤去を確認した場合、事業者に対して撤去工事完工確認通知書を遅滞なく交付する。
- 6 事業者の責めに帰すべき事由により前項に基づく撤去工事完工確認通知書の発出がケーブル・アンテナ撤去期限日より遅延した場合、事業者は、ケーブル・アンテナ撤去期限日の翌日から撤去工事完工確認通知書の発出までの期間（両端日を含む。）において、設計・建設費相当額のうち撤去費相当額から、ケーブル・アンテナ撤去期限日時点の出来形部分に相応する撤去費相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年9.75%の割合で計算した違約金を支払う。但し、町に当該違約金を超える損害が発生している場合、町は当該超過部分についても事業者に対して賠償を請求することができる。
- 7 法令の変更又は不可抗力により、第1項の不要伝送路設備・東京波受信点(アンテナ)及びその他付属設備の撤去が遅延した場合には、当該遅延に起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第10章又は第11章に従う。

第2節 町による確認等

第26条 （事業者による報告、町による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 町は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、工事監理状況を町に毎月報告するほか、町から要請があった場合、施工の事前説明及び事後報告を行う。また、町は、本件工事が設計書類に従い行われていることを確認するために、本件工事について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めることができる。

- 2 町は、事業者又は工事請負人等が行う工程会議に立ち会うことができると共に、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。また、町は、設計・建設期間中並びに不要伝送路設備・東京波受信点（アンテナ）及びその他付属設備の撤去工事期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
- 3 町は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。事業者は、町からかかる質問を受領した後速やかに、町に対して回答を行わなければならない。町は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、本件工事が要求水準書等及び設計書類の内容を逸脱していることが判明した場合、町は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 5 事業者は、建設中において事業者が行う、工事監理者が定める新設施設の検査又は試験について、事前に町に対して通知する。町は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 町の事業者に対する説明の要求又は町の本件工事への立会いを理由として、町は、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担しない。
- 7 事業者は、本条に基づく建設状況の確認の実施に際し、町に対して最大限の協力を行い、また工事請負人等をして町に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

第3節 新設施設の工事完成

第27条（事業者による動作確認及び完工検査）

- 1 事業者は、新設施設を使用して加入者に対してサービスを開始する場合、その都度各戸での動作確認を行い、その結果を町に報告しなければならない。かかる動作確認について、町は必要に応じて立ち会うことができる。
- 2 事業者は、事業者の責任及び費用負担において新設施設の全部について建設を終了し次第、これについて完工検査及び新設施設の動作確認等を行う。
- 3 事業者は、町に対して、事業者が前項の完工検査及び新設施設の動作確認等を行う14日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。
- 4 町は、事業者が前2項の規定に従い行う完工検査及び新設施設の動作確認等への立会いを求めることができる。但し、町はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 5 事業者は、第2項の完工検査及び新設施設の動作確認等において、新設施設の仕様が充足されているか否かについて、町が適当と認める方法により検査し、完工検査及び新設施設の動作確認等における町の立会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて町に提出する。

第28条（町による新設施設の完工確認及び完工確認通知の交付）

- 1 町は、前条第5項に規定する書類の提出を受けた場合、新設施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足し、その全部について維持管理・運営業務を実施しうる状態にあることを確認する。
- 2 町は、前項の完工確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、補修、改造、改善に係る費用は、事業者が負担する。
- 3 完工確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 町は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。

- (2) 完工確認は、事業者が整備した施工記録及び設計書類との照合により実施する。
 - (3) 新設施設の動作確認は、町による完工確認前に事業者が実施し、その報告書を町に提出する。なお、町は、動作確認等に立ち会うことができる。新設施設の動作確認等は、事業者の責任及び費用負担により行う。
 - (4) 事業者は、前条の動作確認等とは別に、新設施設の取扱いに関する町への説明を実施する。
- 4 町は、新設施設に関して、第1項の事項及び本契約に従った維持管理・運営業務が可能であることを確認し、かつ、要求水準書に記載の完工書類を町に対して提出した場合、事業者に対して完工確認通知書を遅滞なく交付する。
 - 5 町による完工確認通知書の交付を理由として、町は新設施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。
 - 6 事業者は、新設施設を自ら所有し、登記その他必要な対抗要件を具備した上で、これらを本契約の終了まで維持しなければならない。

第29条（工期の変更）

- 1 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を町に請求した場合、供用開始予定日の変更を含めた延長期間を町と事業者が協議して決定する。
- 2 町が事業者に対して工期の変更を請求した場合、町と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 3 前2項に基づき工期を変更する場合には、町と事業者は協議により工期を定めるものとする。但し、町と事業者の間において協議が調わない場合、町が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

第30条（工期変更に伴う費用負担）

- 1 町の責めに帰すべき事由により、工期が変更された場合には、町は、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。但し、いかなる場合においても、事業者は当該工期の変更に伴う逸失利益の補填を町に請求することはできない。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により第28条第4項に基づく完工確認通知書の発出が供用開始予定日より遅延した場合、事業者は、供用開始予定日の翌日から供用開始日までの期間（両端日を含む。）において、設計・建設費相当額から、供用開始予定日時時点の出来形部分に相応する設計・建設費相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年9.75%の割合で計算した違約金を支払う。但し、町に当該違約金を超える損害が発生している場合、町は当該超過部分についても事業者に対して賠償を請求することができる。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、工期延長等が生じ、新設施設の建設工事が遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、当該工期変更起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第10章又は第11章に従う。

第4節 工事の中止等

第31条（工事の中止等）

- 1 町は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 町は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、工期若しくは設計・建設費相当額を変更することができる。また、かかる本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を

除き、事業者が生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額（但し、逸失利益は除く。）については町がこれを負担する。なお、本件工事の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 10 章又は第 11 章に従う。

第 5 節 損害等の発生

第32条 （本件工事中に第三者に生じた損害）

事業者が本件工事の過程で、又は本件工事を実施した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち、町の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で町が負担する。

第 5 章 本件施設の維持管理及び運営

第 1 節 維持管理・運營業務の準備

第33条 （既存施設の譲渡及び使用権の付与）

- 1 町は、SCT 改正条例が施行されること、既存施設を普通財産とすること、第 35 条に基づく実施体制確認通知書が交付されること、及び既存施設の譲渡に必要な適用法令上の手続き（既存のケーブル伝送路の埋設又は架空に関連して必要な許可、承諾又は契約上の地位の移転を含むが、これに限られない。）が完了することを停止条件として、別途町の定める様式の譲渡契約書を事業者と締結した上、既存施設譲渡日において、事業者に対して、既存施設を無償で譲渡する。
- 2 前項に定める停止条件の成就が遅延した場合、町は合理的な期間、既存施設譲渡日を延期することができる。かかる延期が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、町は、かかる延期に起因して事業者が発生した増加費用及び損害を負担する（但し、逸失利益は負担しない。）。但し、かかる延期が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 10 章又は第 11 章に従う。
- 3 事業者は、既存施設に瑕疵がある場合でも、町に対して、当該瑕疵の修補又は損害の賠償を請求することができない。
- 4 事業者は、第 1 項に基づく既存施設の譲り受け後、既存施設の所有又は使用に要する費用（既存施設の付設されている土地の所有者に対して支払う使用料を含むがこれに限られない。）を自ら負担する。
- 5 事業者は、既存施設を譲り受けることを停止条件として、町に対し、既存施設に対する使用権を付与する。当該使用権は、本契約が有効に継続されている間これを双方ともに消滅させることはできない。
- 6 事業者は、新設施設のうち加入者に対するサービスの提供を開始した施設について、当該サービス提供の開始を停止条件として、町に対し、使用権を付与する。当該使用権は、本契約が有効に継続されている間これを双方ともに消滅させることはできない。

第34条 （事業者による維持管理・運營業務体制整備）

- 1 事業者は、本契約締結後、移行期間の開始日まで、維持管理・運營業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運營業務に必要な訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書等に従って本件施設を維持管理及び運営することが可能となった段階で、町に対して通知を行う。

第35条（町による維持管理・運営業務体制確認）

- 1 町は、前条第2項に基づく通知を受領した場合、移行期間の開始日までに、要求水準書等との整合性の確認のため、維持管理・運営業務に係る各業務体制の確認を行う。
- 2 前項に基づく確認により、要求水準書等に従った維持管理・運営業務の実施が可能であると判断した場合には、町は、事業者に対して、実施体制確認通知書を交付する。

第36条（既存加入者との調整）

- 1 事業者は、本契約締結後、移行期間の開始日までに、町と協議の上、既存加入者に対し、事業者への管理の移行について必要な一切の手続きを行い、町はこれに協力しなければならない。
- 2 前項に定める調整作業の日程については、町と事業者で協議の上定める。

第2節 指定管理者としての指定

第37条（指定管理者としての指定）

- 1 町は、SCT改正条例に定めるところに従い、第33条に基づく既存施設の譲渡が完了することを停止条件として、事業者を、本件施設の指定管理者として指定し、供用開始日までの間、本件施設の管理を行わせる。
- 2 町は、本条例が施行され、第28条第4項に基づく完工確認通知書が事業者に交付されることを停止条件として、本条例に定めるところに従い、事業者を、本件施設の指定管理者として指定し、本契約の有効期間の間、本件施設の管理を行わせる。

第38条（維持管理・運営業務の開始）

- 1 事業者は、本指定（改正条例）がその効力を生じるまでは、維持管理・運営業務を開始することはできず、また、供用開始予定日以降は、本指定（本条例）がその効力を生じるまでは、維持管理・運営業務を行うことはできない。
- 2 事業者は、本指定がその効力が生じた場合には、直ちに、本契約に定める条件に従い、本件施設の維持管理・運営業務を開始する。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務を開始するにあたり、総括責任者を選任する。総括責任者は、維持管理・運営業務を総合的に把握、調整すると共に、町が常に連絡を取れる状態にななければならない。

第3節 維持管理業務

第39条（維持管理業務計画書、維持管理業務年間計画書の作成・提出）

- 1 事業者は、維持管理業務開始に先立ち、要求水準書等に基づき維持管理業務計画書を作成し、町との協議の上決定し、既存施設譲渡日の30日前までに、町に提出する。維持管理業務計画書を変更する場合、事業者は、予め当該変更内容について町との協議の上決定し、変更後の維持管理業務計画書に基づく維持管理業務の開始予定日の30日前までに、町に提出する。
- 2 事業者は、維持管理業務の実施にあたっては、維持管理業務年間計画書を作成の上、対応する事業年度が開始する日の30日前（但し、既存施設譲渡日を含む事業年度については、既存施設譲渡日の30日前）までに町に対して提出する。
- 3 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等、維持管理業務計画書並びに維持管理業務年間計画書に従って、維持管理業務を実施する。

第40条（維持管理業務に伴う住民対応）

- 1 事業者が行う維持管理業務の結果、住民及び本件施設の加入者との間で紛争が生じた場合、町は事業者からの求めに応じて協議を行う。但し、かかる紛争の処理に関する費用については、事業者の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、事業者が負担する。
- 2 前項に関わらず、本件事業の実施自体に対する住民及び本件施設の加入者との間で生じた紛争に対する対応は町がその費用と責任において行う。なお、事業者は、町によるかかる紛争に対する対応に合理的な範囲で協力する。

第41条（維持管理業務に係る第三者の使用）

- 1 事業者は、維持管理業務の全部又は一部を維持管理受託者へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて町に対して事前に通知することにより、維持管理業務の全部又は一部を維持管理受託者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、維持管理受託者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理業務の一部について、さらにその他の維持管理再受託者にその一部を委託し又は下請けを行わせるときは、事業者は、維持管理受託者から業務を受託する維持管理再受託者の名称を各業務の業務開始日の14日前までに町に通知しなければならない。但し、当該維持管理再受託者を記載した業務実施体制表を町に提出している場合には、この限りではない。なお、事業者は、維持管理受託者をして、維持管理業務の全部又は主たる部分を一括して維持管理再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 町は、必要と認められた場合には、維持管理・運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に説明を求め、又は本件施設においてその維持管理状況を事業者が立会いの上で確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき町に最大限の協力をを行う。
- 4 第1項及び第2項に基づく、維持管理受託者等の使用は、全て事業者の責任において行い、維持管理受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 町は、必要と認められた場合には、随時、事業者から維持管理業務の遂行体制について報告を求めることができる。

第42条（維持管理業務）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、維持管理・運営期間中、本件施設の維持管理業務を行う責任を負う。町及び事業者は、既存施設譲渡日までに、維持管理業務に係る要求水準書等の詳細につき別途協議の上合意する。
- 2 町は、要求水準書等を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得る。
- 3 町の責めに帰すべき事由（町の指示若しくは請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）募集要項又は要求水準書の不備若しくは町による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により維持管理業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、町は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する（但し、逸失利益は負担しない。）
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により維持管理業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 5 法令の変更又は不可抗力により維持管理業務に係る費用が増加する場合又は損害（本件施設の損傷も含む。）が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

第43条（本件施設の修繕）

- 1 要求水準書等に示す機能を維持するために行う修繕は、規模に関わらず維持管理業務に含め、事業者は維持管理・運営期間中にかかる修繕を行う必要が生じた場合（維持管理業務計画書に定めのない場合も含む。）には、事業者の責任と費用負担において行う。
- 2 町の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕又は更新を行った場合、町はこれに要した一切の費用を負担する。
- 3 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理業務計画書に記載のない本件施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、事前に町に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、町の事前の承認を得なければならない。

第44条（維持管理業務に係る業務従事者名簿の提出等）

- 1 事業者は、維持管理業務の実施にあたり、業務実施体制表（第38条に定める総括責任者に関する情報を含む。）及び業務担当者の名簿を町に届け出る。
- 2 町は、事業者の業務担当者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

第45条（町による説明要求及び立会い）

- 1 町は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、本件施設の維持管理業務について、事業者の説明を求め、又は本件施設において維持管理状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、維持管理状況その他についての説明及び町による確認の実施について町に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本件施設の維持管理状況が、要求水準書等、維持管理業務計画書又は維持管理業務年間計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、町は事業者に対して改善要求措置等を行うことができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 町は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのヒアリングを行うことができる。
- 4 町は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

第46条（第三者に及ぼした損害）

事業者が維持管理業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償する。但し、その損害のうち、町の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で町が負担する。

第4節 運営業務

第47条（運営業務計画書、運営業務年間計画書の作成・提出）

- 1 事業者は、運営業務開始に先立ち、要求水準書等に基づき運営業務計画書を作成し、町との協議の上決定し、既存施設譲渡日の30日前までに、町に提出する。運営業務計画書を変更する場合、事業者は、予め当該変更内容について町との協議の上決定し、変更後の運営業務計画書に基づく運営業務の開始予定日の30日前までに、町に提出する。
- 2 事業者は、運営業務の実施にあたっては、運営業務年間計画書を作成の上、対応する事業年度が開始する日の30日前（但し、既存施設譲渡日を含む事業年度については、既存施設譲渡日の30日前）までに町に対して提出する。
- 3 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等、運営業務計画書並びに運営業務年間計画書に従って、運営業務を実施する。

第48条（運営業務に係る第三者の使用）

- 1 事業者は、運営業務の全部又は一部を運営受託者へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて町に対して事前に通知することにより、運営業務の全部又は一部を運営受託者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 前項に基づき、運営受託者が事業者から委託を受け又は請け負った運営業務の一部について、さらに運営再受託者にその一部を委託し又は下請けを行わせるときは、事業者は、運営受託者から業務を受託する運営再受託者の名称を各業務の業務開始日の14日前までに町に通知しなければならない。但し、当該運営再受託者を記載した業務実施体制表を町に提出している場合には、この限りではない。なお、事業者は、運営受託者をして、運営業務の全部又は主たる部分を一括して運営再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 町は、必要と認めた場合には、維持管理・運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者の説明を求め、又は本件施設においてその運営状況を事業者が立会いの上で確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき町に最大限の協力をを行う。
- 4 第1項及び第2項に基づく、運営受託者等の使用は、全て事業者の責任において行い、運営受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 町は、必要と認めた場合には、随時、事業者から運営業務の遂行体制について報告を求めることができる。

第49条（運営業務）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、維持管理・運営期間中、本件施設の運営業務を行う責任を負う。町及び事業者は、既存施設譲渡日までに、運営業務に係る要求水準書等の詳細につき別途協議の上合意する。
- 2 町は、要求水準書等を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得る。
- 3 町の責めに帰すべき事由（町の指示若しくは請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）募集要項又は要求水準書の不備若しくは町による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、町は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 5 法令の変更又は不可抗力により運営業務に係る費用が増加する場合又は損害（本件施設の損傷も含む。）が発生した場合、第10章又は第11章に従う。
- 6 事業者が行う運営業務の結果、住民及び本件施設の加入者との間で紛争が生じた場合、町は事業者からの求めに応じて対応につき協議を行う。但し、かかる紛争の処理に関する費用については、事業者の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、事業者が負担する。
- 7 前項に関わらず、本件事業の実施自体に対する住民及び本件施設の加入者との間で生じた紛争に対する対応は町がその費用と責任において行う。なお、事業者は、町によるかかる紛争に対する対応に合理的な範囲で協力する。

第50条（使用料の收受）

- 1 町は、移行期間中、SCT改正条例の定めるところに従い、本件施設の加入者から使用

料を徴収し、これを自らの収入とする。

- 2 事業者は、供用開始日以降、本条例の定めるところに従い、本件施設の加入者から使用料を徴収し、これを自らの収入とすることができる。
- 3 事業者は、予め町の承諾を得なければ、本件施設の使用料を変更することはできない。

第51条（運營業務に係る業務従事者名簿の提出等）

- 1 事業者は、運營業務の実施にあたり、業務実施体制表（第38条に定める総括責任者に関する情報を含む。）及び業務担当者の名簿を町に届け出る。
- 2 町は、事業者の業務担当者がその業務を行うに不適当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

第52条（町による説明要求及び立会い）

- 1 町は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、本件施設の運營業務について、事業者に説明を求め、又は本件施設において運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、運営状況その他についての説明及び町による確認の実施について町に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本件施設の運営状況が、要求水準書等、運營業務計画書又は運營業務年間計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、町は事業者に対して改善要求措置等を行うことができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 町は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのヒアリングを行うことができる。
- 4 町は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の運營業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

第53条（第三者に及ぼした損害）

事業者が運營業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償する。但し、その損害のうち、町の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で町が負担する。

第5節 業務報告、モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

第54条（業務報告）

- 1 事業者は、維持管理・運營業務に関する月次事業報告書及び年度事業報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、月次事業報告書は毎月業務終了後20日以内に、年度事業報告書は事業年度終了後30日以内に、町に提出する。
- 2 前項に定めるほか、事業者は、緊急を要する事項及び重大な事項については、随時町に報告しなければならない。
- 3 事業者は、第1項に定める業務報告書のうち、月次事業報告書は1年間、年次事業報告書は、維持管理・運営期間の終了時まで保管する。

第55条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 1 町は、事業者による要求水準に適合した本件事業の遂行を確保するため、**別紙4**に基づき、本件事業の各業務につきモニタリングを行う。
- 2 モニタリングの結果、事業者による本件事業の遂行が要求水準を満たさないと町が判断した場合には、町は、**別紙4**に従って、本件事業の各業務につき改善要求措置を行う。
- 3 モニタリングに係る費用のうち、本条及び**別紙4**において事業者の義務とされている

- ものを除く部分は、町の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本件事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに町に対して報告・説明しなければならない。
 - 5 町は、モニタリングの実施を理由として、本契約に基づき事業者が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

第6章 サービス対価及び指定管理料の支払い

第56条（サービス対価及び指定管理料の支払）

- 1 町は、事業者の遂行する設計・建設業務に関し、サービス対価のうち設計・建設費相当額として、**別紙5**に記載される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、支払う。
- 2 町は、事業者の遂行する移行期間中の維持管理・運営業務に関し、指定管理料として、**別紙5**に記載される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、支払う。なお、供用開始日が供用開始予定日より遅延した場合、町は、当該遅延した期間に対応する指定管理料を支払う義務を負わない
- 3 町は、事業者の遂行する供用開始日後の維持管理・運営業務に関し、サービス対価のうち維持管理・運営費相当額として、**別紙5**に記載される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、支払う。なお、供用開始日が供用開始予定日より遅延した場合、町は、当該遅延した期間に対応する維持管理・運営費相当額を支払う義務を負わない。

第57条（設計・建設費相当額の減額）

町の行為（町の請求に基づく設計書類の変更を含む。）事業者の行為（引渡の遅延に伴う維持管理・運営期間の短縮を含む。）法令の変更又は不可抗力により設計・建設業務に係る費用が減少した場合、町はその減少費用をサービス対価のうち設計・建設費相当額から減額することができる。

第58条（サービス対価の支払条件）

- 1 町は、事業者の遂行する本件施設の維持管理・運営業務に関し、第55条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上、かかるサービス提供の対価として**別紙5**に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法で、維持管理・運営期間中毎年半期毎に、事業者に対してサービス対価のうちの維持管理・運営費相当額を支払う。
- 2 町は、事業者に対し、前項の確認の結果を通知し、当該通知の後、事業者は、町に対してサービス対価のうちの維持管理・運営費相当額の請求書を提出し、町は当該請求書を受領後30日以内に事業者に対してこれを支払う。

第59条（維持管理・運営費相当額の減額等）

- 1 町の行為（町の請求に基づく要求水準の変更を含む。）事業者の行為（引渡の遅延に伴う維持管理・運営期間の短縮を含む。）法令の変更又は不可抗力により維持管理・運営業務に係る費用が減少した場合、町はその減少費用をサービス対価のうち維持管理・運営費相当額から減額することができる。
- 2 第55条に基づくモニタリングの結果、維持管理・運営業務について、要求水準書等に記載された町が求める水準を満たしていない事項が存在することが町に判明した場合、町は**別紙4**に記載する手続に基づいてサービス対価のうちの維持管理・運営費相当額から減額する。

- 3 事業者が町に提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、町に対して、当該虚偽記載がなければ町が減額し得た金額を返還しなければならない。

第60条（物価の変動によるサービス対価の見直し）

物価の変動により変更の必要が生じた場合、町と事業者は、別紙 5 に定めるところに従い、サービス対価の見直しを行う。

第 7 章 契約期間及び契約の終了並びに本指定の取消し

第 1 節 契約期間

第61条（契約期間）

- 1 本契約は、契約締結日から効力を生じ、平成 32 年 9 月 30 日をもって終了する。なお、町と事業者は、事業期間の終了 3 年前から、本事業の継続について協議を開始する。
- 2 町は、契約期間満了時点において、本件施設を事業者から買い取る義務を負わない。

第 2 節 事業者の債務不履行等による契約解除及び本指定の取消し

第62条（事業者の債務不履行による契約解除）

事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、町は、事業者に対して通知した上で本契約を解除し、また、本指定の効力発生後は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。その後の改正を含む。）第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、設計計画書等本契約に基づいて町に提出すべき書類の全部又は一部を提出せず、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、本契約上の義務を履行するために必要な許認可を取得する見込みが明らかに存在しないと町が認めたとき。
- (3) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (4) 優先交渉権者が、本契約に関して、独占禁止法第 49 条第 1 項に基づき排除措置命令を受け、同法第 49 条第 7 項により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた優先交渉権者が同法第 49 条第 6 項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づき当該排除措置命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は、同法第 49 条第 1 項に基づく排除措置命令を受けた優先交渉権者が同法第 49 条第 6 項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。
- (5) 優先交渉権者が、本契約に関して、独占禁止法第 50 条第 1 項により課徴金納付命令を受け、同法第 50 条第 5 項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた優先交渉権者が同法第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づき審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項

- に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第 50 条第 1 項に基づく課徴金納付命令を受けた優先交渉権者が第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、優先交渉権者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (6) 優先交渉権者が、本契約に関して、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (7) 優先交渉権者の役員又は使用人その他の従事者について、本契約に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき、優先交渉権者又は優先交渉権者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本契約の目的を達することができないと町が認めたととき、又はその他事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難であると町が認めたととき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙 4 に従う。

第63条（供用開始日前の契約解除）

- 1 本契約締結日以後、供用開始日までの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、町は、事業者に対して通知した上で本契約を解除し、また、本指定（改正条例）の効力発生後は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。その後の改正を含む。）第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。
 - (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、町が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにも関わらず、事業者から町に対して町が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (2) 設計・建設期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在しないと町が認めたととき。
 - (3) 事業者が本件施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書並びに運營業務計画書及び運營業務年間計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。
 - (4) 事業者が、業務報告書に虚偽記載を行ったとき。
- 2 供用開始日前に前条又は前項により本契約が解除された場合、町は、本契約を承継する第三者（以下「新事業者」という。）を指名することができ、この場合、事業者は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、既存施設を無償で、新施設（又はその出来形部分）のうち新事業者が必要とする部分を時価で新事業者に譲渡しなければならない。なお、事業者は、町に対して、適切な新事業者を推薦しなければならない。
- 3 町が、前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本件施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、町は、事業者から既存施設について無償で譲渡を受け、かつ新施設（又はその出来形部分）のうち必要となる部分を時価で買い取ることができる。なお、本契約の解除により事業者が被った損害については、町は一切の負担義務を負わない。
- 4 供用開始日前に前条又は第 1 項により本契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、町に対して、事業 A 及び事業 B にかかる設計・建設費の総額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払う。但し、町が第 71 条に基づく契約保証

金及び履行保証保険金を受領した場合には違約金に充当する。

- 5 町が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。町が第3項に基づき新施設（又はその出来形部分）を買い受ける場合には、町は、当該新施設（又はその出来形部分）の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第64条（供用開始日以降の解除）

- 1 供用開始日以降、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、町は、事業者に対して通知した上で本契約を解除し、また、行政手続法（平成5年法第88号、その後の改正を含む。）第13条に定める手続を行った上で、本指定（本条例）を取り消すことができる。
 - (1) 事業者が本件施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書並びに運営業務計画書及び運営業務年間計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
 - (2) 事業者が、業務報告書に虚偽記載を行ったとき。
- 2 供用開始日以降、第62条又は前項により本契約が解除された場合、町は、新事業者を指名することができ、この場合、事業者は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、既存施設を無償で、新施設のうち新事業者が必要とする部分を時価で新事業者に譲渡しなければならない。なお、事業者は、町に対して、適切な新事業者を推薦しなければならない。
- 3 町が、前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本件施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、町は、事業者から既存施設について無償で譲渡を受け、かつ新施設のうち必要となる部分を時価で買い取ることができる。なお、本契約の解除により事業者が被った損害については、町は一切の負担義務を負わない。
- 4 供用開始日以降、第62条又は第1項により本契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、町に対して、1年分の維持管理・運営費相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払う。但し、町が第71条に基づく契約保証金及び履行保証保険金を受領した場合には違約金に充当する。
- 5 町が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。第3項に基づき町が新施設を買い受ける場合には、町は、当該新施設の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 6 供用開始日以降、第62条又は第1項により本契約が解除された場合、第4項に基づく違約金及び前項に基づく損害賠償とは別に、事業者は、支払済の設計・建設費相当額（ただし撤去費に相当する金額を除く。）に対して当該解除の時点での残存する維持管理・運営期間の維持管理・運営期間に対して占める割合を乗じた金額を、直ちに町に返還しなければならない。なお、町が第3項に基づき新施設を買い取る場合には、町は、当該新施設の買受代金と上記サービス対価の返還請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 7 前各項に定める他、供用開始日以降、ケーブル・アンテナ撤去期限日までの間に第62条又は第1項により本契約が解除された場合であって、事業者が不要伝送路設備及び東京波受信点（アンテナ）の撤去に着手していた場合、町は、当該撤去工事の進捗度に応じて、設計・建設費相当額のうち撤去費に相当する金額のうち、適切な金額を事業者を支払う。

第3節 町の債務不履行による契約解除

第65条 （町の債務不履行による契約解除）

- 1 町が、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、町が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本契約を解除することができ、かつ本指定の効力発生後は、町に対して本指定の取り消しを求めることができる。町は、かかる取り消しの求めに応じて、本指定を取り消す。
- 2 前項に基づき本契約が終了した場合において、町は、既存施設について事業者から無償で譲渡受け、かつ新設施設（又はその出来形部分）について、これを検査の上、その全部を時価で買い受けることができる。ただし、事業者が、事業の継続を望む場合は、町は事業者と協議しなければならない。なお、本契約の解除により事業者が被った損害については、町が負担する。
- 3 供用開始日以降、第1項により本契約が解除された場合、事業者は、支払済の設計・建設費相当額（ただし撤去費に相当する金額を除く。）に対して当該解除の時点での残存する維持管理・運営期間の維持管理・運営期間に対して占める割合を乗じた金額を、直ちに町に返還しなければならない。なお、町が前項に基づき新設施設を買い取る場合には、町は、当該新設施設の買受代金と上記サービス対価の返還請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 4 供用開始日以降、ケーブル・アンテナ撤去期限日までの間に第1項により本契約が解除された場合であって、事業者が不要伝送路設備及び東京波受信点（アンテナ）の撤去に着手していた場合、町は、当該撤去工事の進捗度に応じて、設計・建設費相当額のうち撤去費に相当する金額のうち、適切な金額を事業者に支払う。

第4節 法令変更による契約解除

第66条 （法令変更による契約の解除）

- 1 本契約締結日以後、第72条第2項に基づく協議にも関わらず、本契約の締結後における法令変更により、町が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、町は、事業者と協議の上、本契約の全部を解除することができ、かつ本指定の効力発生後は、本指定を取り消す。
- 2 前項により本契約が解除された場合、町は、新事業者を指名ことができ、この場合、事業者は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、既存施設を無償で、新設施設（又はその出来形部分）のうち新事業者が必要とする部分を時価で新事業者に譲渡しなければならない。
- 3 町が、前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本件施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、町は、事業者から既存施設について無償で譲渡を受け、かつ新設施設（又はその出来形部分）のうち必要となる部分を時価で買い取ることができる。
- 4 供用開始日以降、第1項により本契約が解除された場合、事業者は、支払済の設計・建設費相当額（ただし撤去費に相当する金額を除く。）に対して当該解除の時点での残存する維持管理・運営期間の維持管理・運営期間に対して占める割合を乗じた金額を、直ちに町に返還しなければならない。なお、町が前項に基づき新設施設を買い取る場合には、町は、当該新設施設の買受代金と上記サービス対価の返還請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 供用開始日以降、ケーブル・アンテナ撤去期限日までの間に第1項により本契約が解除された場合であって、事業者が不要伝送路設備及び東京波受信点（アンテナ）の撤去に着手していた場合、町は、当該撤去工事の進捗度に応じて、設計・建設費相当額

のうちの撤去費に相当する金額のうち、適切な金額を事業者に支払う。

- 6 本条に基づく契約の解除により町及び事業者が被った損害の負担については、**別紙 6**に従う。

第 5 節 不可抗力による契約解除

第67条 (不可抗力による契約解除)

- 1 本契約締結日以後、第 74 条第 2 項の協議にも関わらず、本契約の締結後における不可抗力により、町が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、町は、事業者と協議の上、本契約の全部を解除することができ、かつ本指定の効力発生後は、本指定を取り消す。
- 2 前項により本契約が解除された場合、町は、新事業者を指名することができ、この場合、事業者は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、既存施設を無償で、新施設設(又はその出来形部分)のうち新事業者が必要とする部分を時価で新事業者に譲渡しなければならない。
- 3 町が、前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本件施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、町は、事業者から既存施設について無償で譲渡を受け、かつ新施設設(又はその出来形部分)のうち必要となる部分を時価で買い取ることができる。
- 4 供用開始日以降、第 1 項により本契約が解除された場合、事業者は、支払済の設計・建設費相当額(ただし撤去費に相当する金額を除く。)に対して当該解除の時点での残存する維持管理・運営期間の維持管理・運営期間に対して占める割合を乗じた金額を、直ちに町に返還しなければならない。なお、町が前項に基づき新施設設を買い取る場合には、町は、当該新施設設の買受代金と上記サービス対価の返還請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 供用開始日以降、ケーブル・アンテナ撤去期限日までの間に第 1 項により本契約が解除された場合であって、事業者が不要伝送路設備及び東京波受信点(アンテナ)の撤去に着手していた場合、町は、当該撤去工事の進捗度に応じて、設計・建設費相当額の中の撤去費に相当する金額のうち、適切な金額を事業者に支払う。
- 6 本条に基づく契約の解除により町及び事業者が被った損害の負担については、**別紙 7**に従う。

第 6 節 本指定の取消しに伴う本契約の終了

第68条 (本指定の取消しに伴う本契約の終了)

町が SCT 改正条例、本条例又は本契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。

第 7 節 事業関係終了に際しての処置

第69条 (事業関係終了に際しての処置)

- 1 事業者は、本契約が第 63 条第 2 項、第 64 条第 2 項、第 66 条第 2 項及び第 67 条第 2 項に基づいて新事業者に承継された場合、又は第 63 条第 3 項、第 64 条第 3 項、第 65 条第 2 項、第 66 条第 3 項及び第 67 条第 3 項に基づいて町が買取を行う場合において、本件施設内に本件施設以外の事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(維持管理・運営業務の受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につ

き町の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき町の指示に従わないときは、町は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、町の処置について異議を申し出ることができず、また、町が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、第1項の場合において、その終了事由のいかんに関わらず、直ちに、新事業者又は町に対し、維持管理・運營業務を実施するために全ての必要な資料を引き渡さなければならない。
- 4 第1項の場合において、第1項に定める処置のほか、事業者は、新事業者又は町が本件事業を継続するために必要な一切の手続きについて協力し、かかる承継手続きに伴い発生する諸費用は、事業者がこれを負担する。

第8章 表明・保証及び誓約

第70条（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、町に対して、契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を町に対して誓約する。
 - (1) 本契約を遵守すること。
 - (2) 事業者は、町の事前の承認なしに、本契約上の地位及び権利義務並びに本件事業等について町との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 事業者は、町の事前の承認なしに、本件施設について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 町の事前の承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
 - (5) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに町に通知すること。
- 3 町が前項第2号の承認を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
 - (1) 町は、本契約に基づきサービス対価の減額ができること。
 - (2) 町が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を指定管理料又はサービス対価から控除できること。

第9章 保証

第71条 (契約保証金)

- 1 事業者は、以下の契約保証金を町に納付する。
 - (1) 事業 A 及び事業 B にかかる設計・建設費の総額の 10%以上
 - (2) 維持管理・運営費相当額の一年間分に相当する金額の 10%以上
- 2 前項の契約保証金は、前項の金額を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。なお、事業者は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合には、それぞれ前項(1)の契約保証金に対応する履行保証保険契約に基づく保険金請求権については第 63 条第 4 項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、前項(2)の契約保証金に対応する履行保証保険契約に基づく保険金請求権については第 64 条第 4 項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、町のために第一順位の質権を設定する。かかる質権設定に係る費用は事業者が負担する。
- 3 事業者は、前項に基づく履行保証保険契約について、複数の保険を付保することができる。また、第 1 項(1)の契約保証金に対応する履行保証保険契約の保険期間は本契約締結日から供与開始日の前日、第 1 項(2)の契約保証金に対応する履行保証保険契約の保険期間は供与開始日から維持管理・運営期間の終了日までとし、複数の保険を付保する場合にはかかる保険期間に空白期間が生じないようにする。なお、事業者は、維持管理・運営期間中について、事業年度毎に更新することにより付保することができる。
- 4 事業者は、第 2 項の規定に基づき履行保証保険契約を締結した場合又は締結させた場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険証券の原本を町に提出しなければならない。
- 5 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 国債(額面金額の 90%に相当する金額が第 1 項に規定する契約保証金額以上であることを要する。)
 - (2) 金融機関の保証
 - (3) 町が確実と認める保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- 6 第 1 項の契約保証金が納付された場合、又はこれに代えて第 5 項に基づき国債を提供した場合、供用開始日後、町は事業者に対して第 1 項(1)記載の金額を事業者に返還する。また、維持管理・運営業務が完了した後、町は事業者に対して、第 1 項(2)記載の金額を返還する。

第10章 法令変更

第72条 (通知の付与及び協議)

- 1 事業者は、本契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、新施設が設計書類に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに町に対して通知しなければならない。この場合において、町及び事業者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する

限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、町及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 町が事業者から前項の通知を受領した場合、町及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに新設施設の設計及び建設、本契約等の変更について協議する。かかる協議にも関わらず、変更された法令の公布日から 60 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、町が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第73条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令変更により、設計・建設業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、**別紙 6** に従う。

第 11 章 不可抗力

第74条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、不可抗力により、新設施設について、設計書類に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに町に通知しなければならない。この場合において、事業者及び町は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、事業者及び町は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 町が事業者から前項の通知を受領した場合、町及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに新設施設の設計及び建設、引渡日、本契約等の変更について協議する。かかる協議にも関わらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、町が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第75条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、設計・建設業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、**別紙 7** に従う。

第 12 章 その他

第76条（公租公課の負担）

本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は全て事業者の負担とする。町は、事業者に対して指定管理料及びサービス対価並びにこれらに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほか、本契約に関連する全ての公租公課について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

第77条（協議）

本契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、町及び事

業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

第78条（株主・第三者割り当て）

- 1 事業者は、優先交渉権者以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に町の承認を得、また、かかる場合、事業者は、新株の割り当てを受ける者をして、町に対して、速やかに別紙8の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、優先交渉権者が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。

第79条（財務書類の提出）

事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法第435条及び法務省令により規定される大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類及び年間業務報告書を町に提出し、かつ、町に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、町は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。

第80条（秘密保持）

- 1 町及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、町又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 2 事業者は、契約期間中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、身延町個人情報保護条例（平成16年9月13日条例第12号）その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。事業者は、契約期間中及び本契約終了後においても、身延町個人情報保護条例及び町の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 事業者は、本契約の履行のため、業務受託者に対して秘密情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該業務受託者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該業務受託者をして、本条に規定する秘密及びプライバシーに関わる事実を漏洩しない旨の確約書を町に差し入れさせる。
- 4 事業者若しくは業務受託者が前2項の義務に違反したこと、又は、事業若しくは業務受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、町が損害を被った場合、事業者は町に対しその損害を賠償するとともに、町が必要と考える措置をとらなければならない。

第13章 雑則

第81条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、町及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本契約の履行に関して町と事業者の間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定める。
- 3 契約期間の定めについては、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年3月9日法律第48号）の定めるところによる。

4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第82条（延滞利息）

町又は事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、町又は事業者は未払い額につき延滞日数に応じ年3.4%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）の割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

第83条（解釈等）

- 1 町と事業者は、本契約と共に、募集要項、募集要項に対する質問及び回答書、要求水準書、提案書類、基本協定書及び設計書類に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、町と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 3 要求水準書等の間に齟齬がある場合、本契約、基本協定書、募集要項、募集要項に対する質問及び回答書、要求水準書、提案書類の順にその解釈が優先する（但し、提案書類が要求水準書を上回る水準のサービス提供を規定している場合には、当該部分については提案書類が要求水準書に優先する。）。

第84条（準拠法）

本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第85条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（以下余白）

定義集

「**移行期間**」とは、本指定（改正条例）がその効力を生じた日から供用開始日前日までの期間をいう。

「**維持管理・運営期間**」とは、本指定（改正条例）がその効力を生じた日の翌日から平成32年9月30日までの期間をいう。

「**維持管理・運営業務**」とは、維持管理業務及び運営業務を個別に又は総称していう。

「**維持管理・運営費相当額**」とは、サービス対価のうち、**別紙 5**の3「サービス対価の構成」において維持管理・運営費相当額とされる部分をいう。

「**維持管理業務**」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。

- (1) 設備保守業務
- (2) 障害対応業務

「**維持管理業務計画書**」とは、維持管理業務の実施に先立ち事業者が作成する、業務ごとの実施体制、実施内容、実施スケジュール等の必要な事項を記載した維持管理業務計画書をいう。

「**維持管理業務年間計画書**」とは、事業者が、維持管理業務の実施にあたって作成する、維持管理業務の業務区分について、事業年度毎に、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等、維持管理業務を適正に実施するために必要な事項を記載した維持管理業務年間計画書をいう。

「**維持管理再受託者**」とは、維持管理受託者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理業務の一部について、さらにその一部を委託し又は下請けを行わせる第三者をいう。

「**維持管理受託者**」とは、事業者が、維持管理業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせる優先交渉権者又は協力会社をいう。

「**維持管理受託者等**」とは、維持管理受託者及び維持管理再受託者を個別に又は総称していう。

「**運営業務**」とは、本件施設に関する以下の業務をいう（但し、移行期間中については、SCTによる本契約締結日時時点でのサービス提供業務と同等の業務（但し、使用料の徴収業務を除く。）をいう。）

- (1) 運営サービス提供業務
 - ・音声告知放送（放送自体は町の職員が行う。）
 - ・地域公共ネットワーク
 - ・基本チャンネルの再送信
 - ・衛星放送等の多チャンネルサービス
 - ・インターネットサービス
 - ・事業者が提案するその他サービス
- (2) 営業業務
- (3) 顧客管理業務
- (4) 苦情処理業務
- (5) 使用料の徴収業務

「**運営業務計画書**」とは、運営業務の実施に先立ち事業者が作成する、業務ごとの実施体制、実施内容、実施スケジュール等の必要な事項を記載した運営業務計画書をいう。

「**運営業務年間計画書**」とは、事業者が、運営業務の実施にあたって作成する、運営業務の業務区分について、事業年度毎に、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等、運営業務を適正に実施するために必要な事項を記載した運営業務年間計画書をいう。

「**運営再受託者**」とは、運営受託者が事業者から委託を受け又は請け負った運営業務の一部について、さらにその一部を委託し又は下請けを行わせる第三者をいう。

「**運営受託者**」とは、事業者が、運営業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせる優先交渉権者又は協力会社をいう。

「**運営受託者等**」とは、運営受託者及び運営再受託者を個別に又は総称していう。

「**完工書類**」とは、本件工事完了時に要求水準書に従って事業者が作成する図書をいう。

「**既存加入者**」とは、SCT改正条例が施行されるまでの間に、SCTに加入している者をいう。

「**既存施設**」とは、SCTにかかる施設・設備のうち、ヘッドエンド、受信アンテナと同軸ケーブルの伝送路（伝送路のために町が所有する自立柱を含む。）等をいう。

「**既存施設譲渡日**」とは、平成21年4月1日又は本契約に従い変更された日をいう。

「**基本協定書**」とは、本件事業に関し町と優先交渉権者との間で平成20年9月16日に締結された基本協定書をいう。

「**業務受託者**」とは、事業者が、本契約の履行のため、業務を委託した者（設計受託者、工事請負人等、工事監理者、調査受託者、維持管理受託者等、運営受託者等を含むが、これに限られない。）をいう。

「**供用開始日**」とは、本指定(本条例)が発効した日をいう。

「**供用開始予定日**」とは、平成22年10月1日又は本契約に従って変更された日をいう。

「**協力会社**」とは、優先交渉権者以外の法人で、事業者から直接設計・建設業務又は維持管理・運営業務を受託する法人をいう。

「**ケーブル・アンテナ撤去期限日**」とは、供用開始予定日から1年後の日をいう。

「**建設業務**」とは、以下に規定する業務をいう。

- (1) 新設施設及びこれに付随する工作物に係る建設
- (2) 工事監理
- (3) 住民説明会支援
- (4) 住民対応及び対策
- (5) 新設施設の供用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- (6) SCT施設にかかる不要伝送路設備及び東京波受信点（アンテナ）の撤去

「**工期**」とは、新設施設の建設期間をいい、工事開始日から供用開始日までの期間をいう。

「**工事請負人**」とは、事業者が、本件工事の施工の全部又は一部を請け負わせる優先交渉権者又は協力会社をいう。

「**工事請負人等**」とは、工事請負人及び工事下請人を個別に又は総称していう。

「**工事開始日**」とは、本件日程表において指定された本件工事を開始する日をいう。

「**工事監理再受託者**」とは、工事監理者が、工事監理業務の一部を再委託する第三者をいう。

「**工事監理者**」とは、事業者が、工事監理業務（民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書に示される業務を内容とする。）を行わせる工事監理者をいう。

「**工事監理者等**」とは、事業者が、工事監理者及び工事監理再受託者を個別に又は総称していう。

「**工事下請人**」とは、工事請負人が、本件工事の施工の一部を再委託する第三者をいう。

「**サービス対価**」とは、別紙5に従って、設計・建設費相当額と維持管理・運営費相当額から構成される、本契約に基づく事業者の債務履行に対し、町が支払う対価をいう。

「**サブセンター施設用地**」とは、身延町常葉1093番地 下部支所敷地内の用地として募集要項で特定された土地をいう。

「**事業A**」とは、募集要項IIの1(5)の3)に定める事業Aをいう。

「**事業B**」とは、募集要項IIの1(5)の3)に定める事業Bをいう。

「**事業年度**」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。

「指定管理料」とは、移行期間中の維持管理・運營業務について、別紙 5 に従って、町が事業者を支払う指定管理料をいう。

「新設施設」とは、本契約及び設計書類に基づき事業者が設計・建設する一切の施設等をいう。

「設計業務」とは、新設施設及びこれに付随する工作物に係る設計（実施設計）及び新設施設の供用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）をいう。

「設計・建設期間」とは、本契約締結日から供用開始日までの期間をいう。

「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設・工事監理業務を個別に又は総称していう。

「設計・建設費相当額」とは、サービス対価のうち、別紙 5 の 3 「サービス対価の構成」において設計・建設費相当額とされる部分をいう。

「設計再受託者」とは、設計受託者が、設計の一部を再委託する第三者をいう。

「設計受託者」とは、事業者が、設計の全部又は一部を委託する優先交渉権者又は協力会社をいう。

「設計受託者等」とは、設計受託者及び設計再受託者を個別に又は総称していう。

「設計書類」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した実施設計書類その他の本件施設についての設計に関する図書（第 12 条に基づく設計書類の変更部分を含む。）をいう。

「設計書類等」とは、設計書類及び完工書類その他本契約に関して町の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

「総括責任者」とは、維持管理・運營業務全体を総括する責任者をいう。

「その他付属設備」とは、SCT にかかる施設・設備のうち、既存施設を除いたものをいう。

「調査再受託者」とは、調査受託者が、第 22 条に定める調査の一部を再委託する第三者をいう。

「調査受託者」とは、事業者が、第 22 条に定める調査の全部又は一部を委託する第三者をいう。

「調査受託者等」とは、調査受託者及び調査再受託者を個別に又は総称していう。

「提案書類」とは、優先交渉権者が本件事業の公募手続きにおいて町に提出した提案書等、町からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。

「東京波受信点（アンテナ）」とは、要求水準書において特定される、本栖湖畔にある東京受信点（アンテナ）をいう。

「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。）をいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（設計書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、町又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

「不要伝送路設備」とは、新設施設の供用開始以降、維持の必要のない伝送路設備として、要求水準書において撤去の対象として特定された伝送路設備をいう。

「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。

「募集要項」とは、町が本件事業に関して平成 20 年 3 月 12 日に公表した募集要項本編及び付属資料をいう。

「募集要項に対する質問及び回答書」とは、募集要項の公表後に受け付けた質問及びこれに対する町の回答を記載した書面をいう。

「本件工事」とは、本件事業に関し設計書類に従った新設施設の建設工事、不要伝送路設

備及び東京波受信点(アンテナ)の撤去工事その他の設計・建設業務に基づく業務をいう。

「**本件施設**」とは、既存施設及び新設施設を個別に又は総称していう。

「**本件日程表**」とは、**別紙 3**に記載された日程表をいう。

「**本指定**」とは、「**本指定(改正条例)**」及び「**本指定(本条例)**」を個別に又は総称していう。

「**本指定(改正条例)**」とは、町がSCT改正条例に定めるところに従い、第37条第1項の規定に基づき、事業者を本件施設の指定管理者として指定することをいう。

「**本指定(本条例)**」とは、町が本条例に定めるところに従い、第37条第2項の規定に基づき、事業者を本件施設の指定管理者として指定することをいう。

「**本条例**」とは、指定管理者に関する基本的な事項を定めた、平成20年12月に制定する予定の身延町地域情報通信施設条例並びに同各条例に付随・関連する規則その他の細則(同各条例に基づきなされる町の議決(本件事業に係るものに限る。))を含む。)を個別にまたは総称していう。

「**優先交渉権者**」とは、本件事業の実施に係る公募プロポーザルの方法による民間事業者の選定において優先交渉権者と決定された株式会社日本ネットワークサービスをいう。

「**要求水準書**」とは、本件事業に関し平成20年3月12日に募集要項とともに公表された、身延町地域情報通信施設整備運営事業設計・建設業務要求水準書及び身延町地域情報通信施設整備運営事業業務要求水準書並びに各添付資料をいう。

「**要求水準書等**」とは、本契約、基本協定書、募集要項、募集要項に対する質問及び回答書、要求水準書及び提案書類を個別に又は総称していう。

「**PFI法**」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

「**SCT**」とは、SCT条例に基づいて設置された、名称を「下部コミュニケーションテレビ」とする農村情報連絡施設をいう。

「**SCT条例**」とは、身延町農村情報連絡施設条例並びに同各条例に付随・関連する規則その他の細則(同各条例に基づきなされる町の議決(本件事業に係るものに限る。))を含む。)を個別にまたは総称していう。

「**SCT改正条例**」とは、指定管理者に関する基本的な事項を定めた、平成20年12月に改正する予定の、改正後のSCT条例並びに同各条例に付随・関連する規則その他の細則(同各条例に基づきなされる町の議決(本件事業に係るものに限る。))を含む。)を個別にまたは総称していう。

保険等の取扱い

1. 設計・建設期間中の保険

・第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等

保険期間 : 工事開始日を始期とし、不要伝送路設備及び東京受信点（アンテナ）の撤去工事完了日まで

てん補限度額（補償額）: 対人 1名あたり1億円、1事故あたり3億円以上
対物 1事故あたり3千万円以上

保障する損害 : 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

2. 維持管理・運営期間中の保険

維持管理・運営期間中に保険は付保しない。

日程表

項目	予定	備考
調査・設計・建設	事業契約締結翌日～平成 22 年 9 月 30 日	
サブセンター及び サブヘッドエンド構築	平成 22 年 6 月 30 日迄	
伝送路構築	平成 22 年 6 月 30 日迄	N N S と の局間接 続含む
引き込み切替	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	
旧伝送路・アンテナ撤去	平成 23 年 8 月 31 日迄	
許可申請・用地交渉	事業契約締結翌日～工事着工予定日	
移行期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	
新設備維持管理・運営	平成 22 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日	供用開始
事業終了事前協議	平成 29 年 10 月～平成 32 年 3 月 31 日	

モニタリング及びサービス対価の減額について

1. モニタリングの基本的考え方

身延町(以下、「町」という。)は、移行期間および維持管理・運営業務の各段階において、業務が適正に行われているかを確認するためモニタリングを行う。

移行期間中に実施する業務については、モニタリングにより、要求水準が達成されていない、または達成されない恐れがあると判断された場合に、改善勧告等の措置を行う。

維持管理・運営業務については、モニタリングにより、要求水準が達成されていない、又は達成されない恐れがあると判断された場合には、事業 A、B とともに改善勧告等の措置を行う。また事業 A については、サービス対価の減額を行うことがある。

2. モニタリングの対象および減額の対象となるサービス対価

モニタリングの対象となる業務及び、減額となるサービス対価を下表に示す。

対象業務	減額の対象となるサービス対価	
移行期間中の 維持管理・運営業務	なし(但し業務改善勧告を行う)	
供用開始後の 維持管理・運営業務	事業 A	維持管理・運営費相当額
	事業 B	特になし(但し業務改善勧告を行う)

3. モニタリングの方法

(1) 選定事業者による業務報告書の提出

選定事業者(以下、「事業者」という。)は、自己の費用負担において、以下の業務報告書を作成し、町に速やかに提出する。業務報告書は、設計・建設業務要求水準書、維持管理・運営業務要求水準書および事業者の提案書に基づいて事業者が作成し、町の承認を得ること。

業務月報

業務年報

(2) 町による業務報告書の確認

町は、自己の費用負担において、事業者から提出された業務報告書に基づき、月次モニタリングを行い事業の実施状況を確認する。また必要に応じ随時モニタリング、利用者アンケートを実施する。

月次モニタリング	町は、事業者が提出する業務月報を確認するほか、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、利用者からのクレーム件数およびこれに対する事業者の対応方法の確認等を行い、業務実施状況を確認する。
随時モニタリング	町は必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、利用者からのクレーム件数およびこれに対する事業者の対応方法の確認等を行い、業務実施状況を確認する。
利用者アンケート	町は必要に応じて、利用者等へのアンケート、ヒアリング等を行い、業務実施状況を確認する。

(3) 業務の要求水準未達成が確認された場合の措置

町は、モニタリングの結果、サービスの対価の対象部分の業務が維持管理・運営業務要求水準書を満たさないと判断した場合、以下の措置を講ずる。

町は町及び事業者から構成される関係者協議会において、要求水準未達成であることを確認する。

町は事業者に改善措置をとることを通告し、事業者に、改善計画書の提出を求める。

町及び事業者から構成される関係者協議会において、事業者から提出された改善計画書の妥当性を検討し、合意のもと、事業者はその改善計画書を実行する。

町はモニタリングにより、事業者が改善計画書に従った改善措置を講じて、要求水準が達成されているか判断する。

事業Aについて、町はモニタリングの結果、改善計画書に従った改善措置が認められないと判断した場合、維持管理・運営費相当額の減額を行う。

(4) 町によるモニタリング実施計画の作成

町は、次に定める項目を含むモニタリング実施計画書を作成し、それに基づきモニタリングを実施するものとする。

モニタリング組織

モニタリング時期

モニタリング手続き

モニタリング項目

4. 減額等の措置を講ずる事態

(1) 減額等の対象となる場合

事業 A に係る業務について、減額等の対象となる場合は、以下に示す事態 1、事態 2 の状態と同等のものをいう。

事態 1	悪質な業務怠慢 相当な時間にわたり、正常なサービスが提供されていない場合
事態 2	業務怠慢 正常なサービスが提供されていない場合

各業務における、事態 1 の状態とは以下の程度を想定している。

業務名等	事態の想定例
共通事項	・ 故意に町との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通） ・ 虚偽の報告 ・ 業務の放棄 ・ 不法行為 ・ 同一の業務において業務改善の要求を複数回受ける
維持管理業務	・ 定期点検の未実施 ・ 不具合・故障等の放置
運営業務	・ 長時間にわたり音声告知放送ができない。 ・ 地域公共ネットワークが長時間つながらない。

各業務における、事態 2 の状態については、維持管理・運営業務開始までに町が設定する。

2) 減額のポイント

事態 1、2 について、以下の方法に従い減額ポイントを加算する。

事態 1	各項目について 20 ポイント
事態 2	各項目について 2 ポイント

減額ポイントの加算について

- ・上記の状況が継続的に発生する場合は、発生毎に減額ポイントを加算する
- ・事態 2 について、指摘された業務について速やかに対応し改善された場合はポイントは加算しない。

3) 減額のポイントを加算しない場合

以下に該当する場合は、減額のポイントを加算しない。

- ・やむを得ない事由による場合で、かつ事前に町に連絡があった場合
- ・事業者の責めに帰さない事由による場合

4) 減額のポイントのサービス対価への反映

町は、モニタリングを行った結果、事業者が減額ポイントがある場合には、月毎に事業者が減額ポイントを通知する。サービス対価の支払いに際しては、6ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって維持管理・運営費相当額の減額割合を定め、これを事業者に通知する。

6ヶ月の減額ポイントの合計	減額割合
100 以上	100%減額
50～99	1ポイントにつき 0.9%減額 (45%～89.1%)
30～49	1ポイントにつき 0.6%減額 (18%～29.4%)
10～29	1ポイントにつき 0.3%減額 (3%～8.7%)
9 以下	0% (減額なし)

5. 契約解除等

町は、業務改善の要求を行ったにもかかわらず事業者による業務改善計画の提出や復旧措置等が行われず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、選定事業者が SPC である場合には、当該業務担当企業の変更を要求することができる。なお、この委託に要する費用は、事業者の負担とする。

また、選定事業者が SPC であるか否かに関わらず、今後の改善の見込みがなく、本事業自体が継続できないと判断した場合、町は契約を解除することができる。

サービス対価及び指定管理料の支払について

1. サービス対価の対象

町は本事業のうち、移行期間を除く事業 A にかかる費用をサービス対価として支払う。

事業区分	事業内容
事業 A	<ul style="list-style-type: none"> ・音声告知放送、地域公共ネットワークを提供するために必要となる 施設 の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、 運營業務。 ・完成後の不要伝送路の撤去。

2. サービス対価の算出方法

下表において、「事業区分」が A に該当する費目に「A の割合」を乗じた額を事業 A に係る費用と見なす。なお、「事業区分」が A,B とともに該当する費目の「事業 A の割合」については、費目ごとに事業者が提案した割合とする。

業務費	費目	事業区分	事業 A の割合
設計・建設費 (撤去費含む)	HFC (FTTC)	A, B	29.0%
	イントラネット整備	A	100.0%
	音声告知	A	100.0%
	サブセンター施設	A, B	29.0%
	民間 CATV 局内	B	0.0%
	撤去工事	A	100.0%
	ヘッドエンド整備費用	B	0.0%
	インターネット接続工事費	B	0.0%
	有料番組放送初期費用	B	0.0%
	調査・設計費・申請費用	A, B	29.0%
維持管理・運営費	維持管理費	A, B	25.0%
	<ul style="list-style-type: none"> ・保守メンテナンス費 ・電気料費 ・各種使用料 ・その他維持管理業務に必要な費用 		
	運営費	A, B	25.0%
	その他の費用	A, B	25.0%
	<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課・保険料等（上記に含まれない費用） 		

3. サービス対価の構成

サービス対価は、以下のとおり構成される。

区 分	内 容
設計・建設費（撤去費含む）相当額	事業 A に係る設計・建設費（撤去費含む）相当
維持管理・運営費相当額	事業 A に係る維持管理費
	事業 A に係る運営費
	事業 A に係るその他の費用

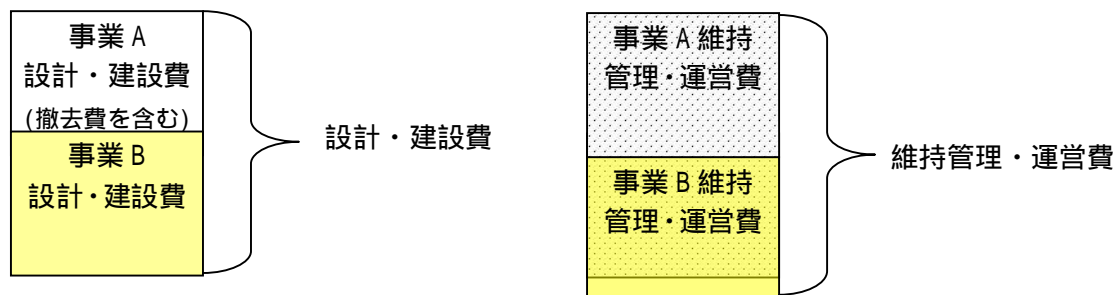
4. サービス対価の支払方法

区 分	支払方法
設計・建設費（撤去費含む）相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ HFC（FTTC）方式による整備の場合 180 百万円を上限に町より一括支払。それを越える分は、維持管理・運営期間にわたり均等に支払う。 ・ 町が一括で支払う金額は、事業者が提案する設計・建設業務の内容とサービス対価として提案する金額の妥当性を町が確認したうえで決定する。 ・ 一括で支払う部分については、建設工事及び撤去工事終了後にその費用を工事終了確認後、それぞれ支払うものとする。
維持管理・運営費相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運営期間にわたり割賦払い。 ・ 支払は、平成 23 年 4 月を第 1 回とし、平成 32 年 10 月を最終回とする年 2 回、全 20 回にわたり均等に支払うものとする。

（イメージ図）

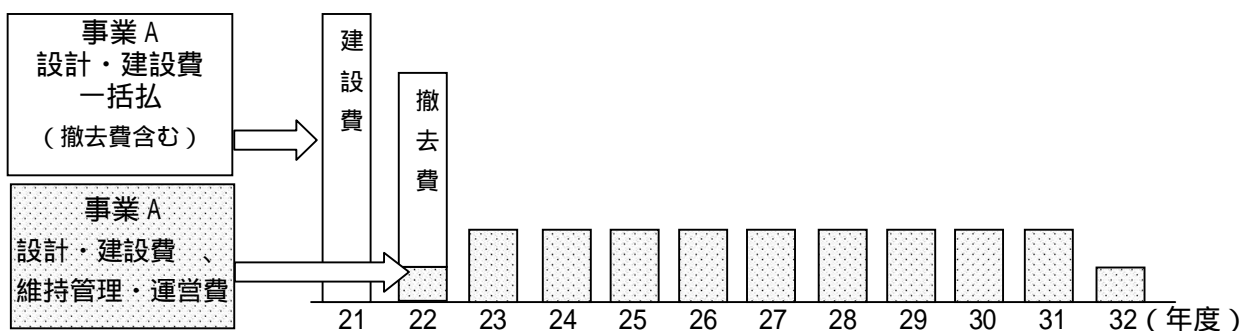
事業費の構成

- ・ 事業費は、「設計・建設費」、「維持管理・運営費」より構成される。各費用は事業 A と B に分かれる。なお、移行期間中に発生する維持管理・運営費は事業者の負担とする。



サービス対価の支払方法

- ・事業費のうち、事業 A に関する費用について、上限 180 百万円（HFC 方式の場合）までの「設計・建設費（撤去費含む）」は一括支払、「維持管理・運営費」は毎年一定の額を事業期間にわたり均等に支払う。



町からの一括支払い上限を超える分が発生する場合

5. 指定管理料

移行期間（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日を予定している）においては、維持管理・運営費として事業者に対し町が指定管理料を支払う。

指定管理料は年間 12 百万円（税抜）とし、移行期間全体として 18 百万円（税抜）を町が事業者を支払う。なお、期間中における減額、増額は行わない。

支払は平成 21 年 4 月～9 月分を 10 月に、平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月分を 4 月に、平成 22 年 4 月～9 月分を 10 月に支払うものとする。

6. 支払手順

（1）サービス対価の額の確定

町は、施設等の状態、維持管理・運營業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていない場合には、別紙 4 に定める減額措置を行った上で、又、「（3）物価変動に伴うサービス対価の改定方法」に定める改定等を行った上で、サービス対価の額を確定する。

なお、モニタリングの結果、要求水準の未達によりサービス対価が減額される場合には、減額後のサービス対価の算定は、物価変動に伴うサービス対価の改定を行った後の額に減額率等を乗じて算出されるものとする。

（2）支払手続

町は、事業者の作成するモニタリング業務報告書や町のモニタリングの結果により、事業者の業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断し、サービス対価を減額する場合または減額ポイントを加算する場合には、期間内にその旨を事業者に対して通知する。

町は毎月の減額金額を 6 ヶ月間合計し、当該 6 ヶ月間終了後期間内にサービス対価減額金額及び減額後のサービス対価の支払額を事業者に通知する。事業者は、支払額の通知を受領後速やかに町に請求書を送付し、町は請求を受けた日から 30 日以内にサービス対価を支払う。

(3) 物価変動に伴うサービス対価の改定方法

事業期間中の物価変動に対応してサービス対価を改定する。

1) 対象となるサービス対価

維持管理費・運営費相当額

2) 改定方法

毎年、町は下表に示す指標が公表される2月下旬から4月1日までにこれを確認し、前回改訂時と比べ変動率が3%を超えた場合に改定する。

改定後の額は、同年度の第1期支払となる10月1日以降のサービス対価から適用する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

費目	変動率に使用する指標
維持管理・運営費相当額	「企業向けサービス価格指標」：総平均（物価指数月報・日銀調査統計局）の年平均

3) 計算方法

変動率、改定率、今年度のサービス対価を次式より計算する。

変動率	$(\text{前年度の指数}/\text{前回改訂時の指数}^*) - 1 > 3\%$
改定率	$(\text{前年度の指数}/\text{前回改訂時の指数}^*)$
今年度のサービス対価	前年度サービス対価 × 改定率

* 前回改訂時の指数とは、初めての改定が未だ実施されていない場合は平成20年度の指数、初めての改定が実施されて以降は、直近の改定年度における前年度の指数を指す。

(例)

提案時の各期のサービス対価が500万円とした場合

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
指数	100	100.5	110	110.2	100	99
変動率			$(100.5/100) - 1$ 3%以下 改定無	$(110/100) - 1$ 3%超 改定あり	$(110.2/110) - 1$ 3%以下 改定無	$(100/110) - 1$ 3%以上 改定あり
サービス対価			500万円	500万円 × $110/100$ = 550万円	550万円	550万円 × $100/110$ = 500万円

指数については仮の数値

- ・平成23年度のサービス対価は、変動率が基準に満たないため改定はなし。
- ・平成24年度のサービス対価は、変動率が基準を超えたため、前年度のサービス対価に改定率を乗じて、サービス対価を改定する。
- ・平成25年度のサービス対価は、変動率が基準に満たないため改定はなし。
- ・平成26年度のサービス対価は、変動率が基準を超えたため、前年度のサービス対価に改定率を乗じて、サービス対価を改定する。

法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた事業 A に関する合理的な増加費用及び損害は以下の 1 ~ 3 のいずれかに該当する場合には町が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

なお、上記の事業 A に関する合理的な増加費用及び損害とは、**別紙 5** の 2 の表に記載された業務費の費目ごとの増加費用及び損害について、当該増加費用及び損害に対し当該費目に対応する同表の A の割合を乗じた額をいい、また損害について逸失利益は含まない。

1. 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更（但し、事業 B のみに類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更を除く。）
2. 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）
3. PFI 事業に特定的な税制の新設・変更に関するもの

不可抗力による増加費用及び損害の負担

1. 増加費用及び損害が事業者が生じた場合

(1) 設計・建設業務

不可抗力に起因して、設計・建設業務につき事業者が生じた事業 A に関する合理的な増加費用額及び損害額の合計額が、設計・建設期間中の累計で設計・建設費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については町が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除する。控除後の金額について、設計・建設費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については町が負担する。なお、いかなる場合においても、町は事業者の逸失利益については損害を負担しない。

(2) 維持管理・運營業務

不可抗力に起因して、維持管理・運營業務につき事業者が生じた事業 A に関する合理的な増加費用及び損害額が、維持管理・運営期間開始後一事業年度につき累計で 1 年間の維持管理・運営費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については町が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、いかなる場合においても、町は事業者の逸失利益については損害を負担しない。

上記(1)及び(2)の事業 A に関する合理的な増加費用及び損害とは、**別紙 5**の 2 の表に記載された業務費の費目ごとの増加費用及び損害について、当該増加費用及び損害に対し当該費目に対応する同表の A の割合を乗じた額をいう。

2. 損害が第三者に生じた場合

(1) 設計・建設業務

不可抗力に起因して、事業 A に関する設計・建設業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が、設計・建設期間中の累計で、設計・建設費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が、これを超える額については町がそれぞれ負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除する。控除後の金額について、設計・建設費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については町が負担する。

(2) 維持管理・運營業務

不可抗力に起因して、事業 A に関する維持管理・運營業務第三者に損害が発生した場合、当該損害額が、維持管理運営期間開始後一事業年度につき累計で、1 年間の維持管理・運営費相当額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については町が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除する。

なお、事業 B に関する設計・建設業務及び維持管理・運營業務について、第三者に損害が発生した場合、町はかかる損害を一切負担しない。

出資者誓約書

平成 年 月 日

(あて先)

身延町長 様

出 資 者 誓 約 書

身延町地域情報通信施設整備運営事業(以下「本件事業」という。)について、身延町(以下「町」という。)及び株式会社ネットワーク下部(以下「事業者」という。)の間で締結された、身延町地域情報通信施設整備運営事業に関する契約書(以下「事業契約」という。)に関して、事業者の株主となる株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」という。)は、本日付けをもって、町に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

1. 事業者が、平成 20 年 10 月 10 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は 200 株であり、うち 200 株を当社が保有すること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、株式会社日本ネットワークサービス(以下「優先交渉権者」という。)によって全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、優先交渉権者の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約件付社債を発行しようとする場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本件事業を遂行する為に行なう資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を町に対して書面により通知し、町の事前の承認を得た上で行なうこと。また、融資契約書の写し及び担保権設定契約書の写しを速やかに町に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社は、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、町の前書の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。また、当社の一部の者に対して当社が保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、町の前書の書面による承認を得て行なうこと。
7. 当社が、本件事業に関して知りえた全ての情報について、町の前書の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所
氏名